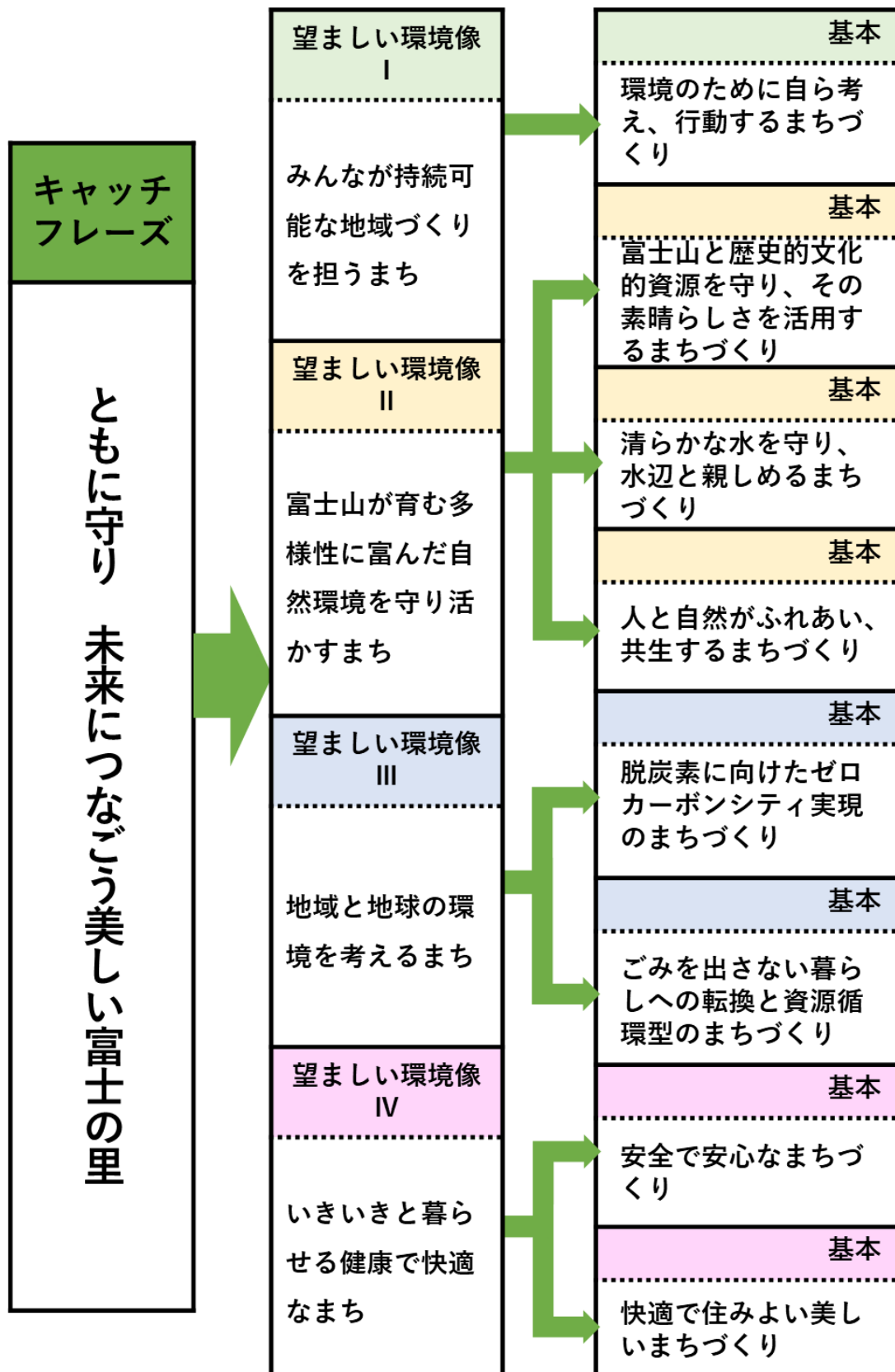
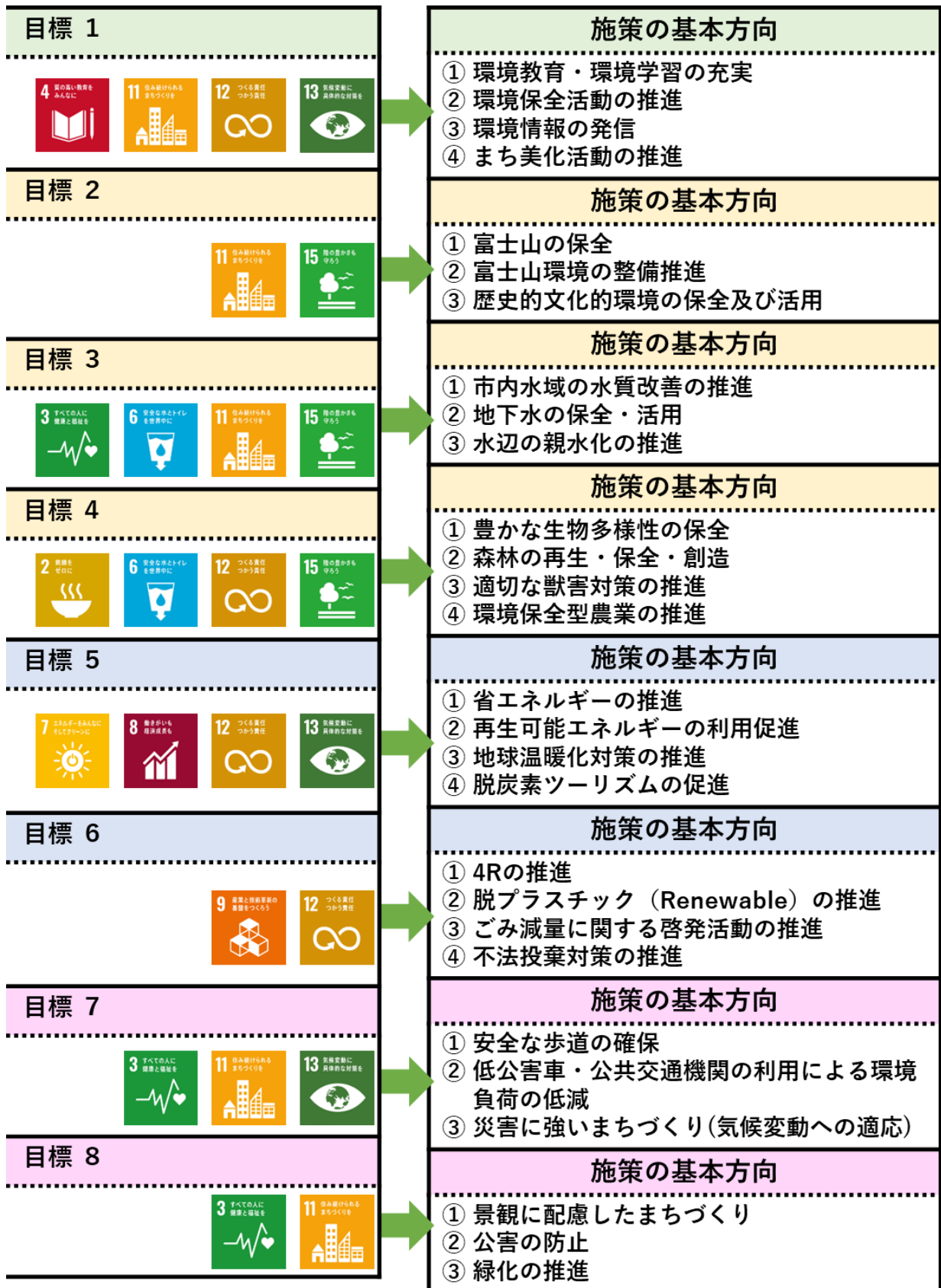


第5章 目標達成のための取り組み

第1節 施策の体系





第2節 施策の展開

望ましい環境像Ⅰ みんなが持続可能な地域づくりを担うまち

《基本目標 1》環境のために自ら考え、行動するまちづくり



【現状と課題】

① 環境教育・環境学習の充実

平成30(2018)年4月に閣議決定された第5次環境基本計画では、持続可能な社会の実現のため、従来の分野別(縦割り)の重点分野を設定する考え方と異なり、SDGsの考え方も活用し、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に関連しあう分野横断的な6つの重点戦略が設定されました。

この持続可能な社会を実現するためには、私たちが様々な機会を通じて積極的に環境保全活動に取り組むだけではなく、より良い環境を次の世代に引き継ぐための環境教育・環境学習を推進することが重要です。

そのため、本市は、大人とこどもが一緒に参加できる環境教育・環境学習の機会の提供、学校や地域における環境教育・環境学習の推進等の取り組みを行ってきました。また、各種研究機関や関係団体と連携を図り、体験や実験を通して環境について学ぶ機会を設けています。本市が取り組んでいる、富士山ジュニアカレッジでは将来を担うこどもたちとともに体験活動を行い、ふるさとの素晴らしさ、ふるさとに誇りを持つ心、地球環境の尊さを伝えています。

また、環境フェスティバルや明見湖における田植え・稲刈りの活動を通じた環境について考えるきっかけ作りを行っています。また、学校教育においても富士山学習としての学びの機会の提供や、小学4年生を対象とした環境美化センターの社会科見学等を行っています。

このように、環境教育・環境学習を通じて、地球環境保全、公害の防止、生物多様性の保全、循環型社会の形成等の環境保全活動に対する意識を高めることができるよう、継続して取り組みを進めることが必要となってきます。

写真：稲作体験学習(明見湖公園)



②環境保全活動の推進

持続可能な社会の実現に向けて、本市は、市民への環境保全活動の働きかけや、コミュニティ活動・ボランティア活動の推進、民間団体との連携・支援、他の自治体との協力体制の構築等の取り組みを進めてきました。

協働による環境保全活動の一環として、本市は、市民が組織する「富士の里環境ネットワークふじよしだ」の環境保全活動支援、民間団体との連携によるレンゲツツジ群落の保護・育成、富士山、県道及び河川清掃等を実施しています。これらの活動には、毎年度定期的に行っている活動と新たな活動が含まれており、環境保全に関する活動を幅広く行うことで、より多くの人の参加を促しています。また、県内13市による協議会において情報交換を図っています。

今後も取り組みを継続して、より幅広い参加者や年齢層の取り組みへの参加を促していくことが課題になっています。

③環境情報の発信

市民、事業者、市及び滞在者が一体となり環境保全活動を推進するため、本市は、環境に関する図書館資料の充実、広報紙やインターネットを活用した情報公開等、情報の公開、共有、交換等の仕組みの構築を進めてきました。

また、事業者が環境情報を公開することは環境負荷の現状把握、環境負荷削減方針の明確化につながり、より効果的な環境管理が期待できます。

そのため、本市の環境に対する情報を積極的に公開し、市民、事業者及び滞在者の環境意識を高めることが、環境教育・環境学習の充実、同時に環境保全活動を推進するための重要な課題となっています。

④まち美化活動の推進

空き缶やペットボトル、タバコの吸殻、容器包装類等のポイ捨て、放置されたペットのフン等は景観・衛生状態の悪化や、火災の原因、殺傷・誤食等による野生生物への影響が懸念されています。また、ごみが河川を経由して海に流れ出ることも世界的に問題となっています。

そのため、本市では、学校、自治会、事業所を中心とした清掃活動の支援、道路や河川、側溝などの清掃、花のまちづくり活動等を継続的に実施してきました。

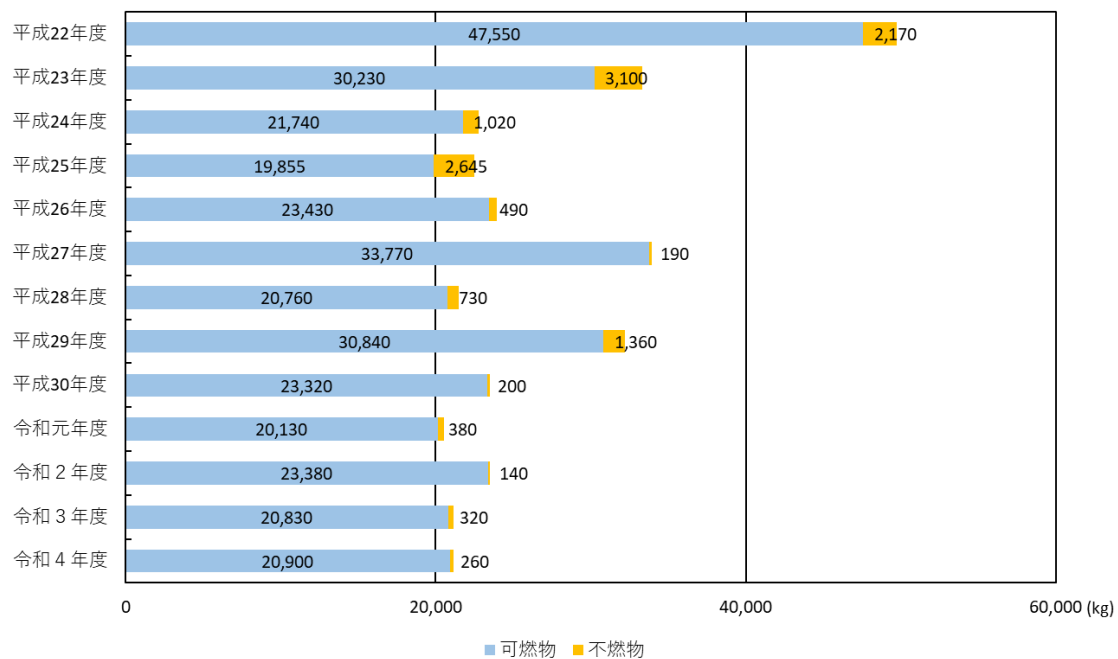
また、本市は、富士山憲章の推進及び国際観光都市にふさわしい恵まれた環境を守り育むため、平成12(2000)年に「富士吉田市ごみの散乱のないさわやかなまちづくり推進に関する条例」¹²を制定し、本市の環境美化促進のため、美化活動に対する意識の啓発を行ってきました。

喫煙マナーについても啓発を行い、公共施設内では全面禁煙を実施しました。

図 5-1 に地域清掃活動回収量の推移を示します。平成22(2010)年度以降の推移をみると、平成22(2010)年度の回収量が最も多く49,720kgが回収されており、以降、減少傾向にありここ数年は20,000kgほどとなっています。また、回収量に対する可燃物の占める割合が最も高くなっています。

このように、市内全体でまちの美化に取り組み、美しいまちを形成するためには、今後も環境美化意識の啓発や美化活動の継続実施が重要になってきます。

¹² 富士吉田市ごみの散乱のないさわやかなまちづくり推進に関する条例：富士山憲章の推進及び国際観光都市にふさわしい富士吉田市の恵まれた環境を守り育むため、ごみの散乱防止について必要な事項を定め、環境美化の促進を図り、市民の良好な生活環境を確保することを目的とした条例。平成12年6月制定。



出典：富士吉田市環境政策課

図 5 - 1 地域清掃活動回収量の推移



【施策の体系】

基本目標「環境のために自ら考え、行動するまちづくり」の施策の体系を以下に示します。

■基本目標

1 環境のために自ら考え、
行動するまちづくり

■施策の基本方向

①環境教育・環境学習の充実

②環境保全活動の推進

③環境情報の発信

④まち美化活動の推進

【各主体の役割】

①環境教育・環境学習の充実



施策の基本方向①「環境教育・環境学習の充実」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の 基本方向	主体	目標達成のための取り組み
環境教育・環境学習の充実	市民	環境教育や環境学習に参加しましょう。
		家庭内で環境問題について話し合う機会を作りましょう。
		自然と触れ合う体験を家族で共有しましょう。
	事業者	環境教育や環境学習のために人材や施設を提供しましょう。
		環境に関する研修等の充実を図りましょう。
	市	市民に対する環境教育・環境学習を推進します。
		SDGsに関する研修会やイベントの実施を推進します。
		学校や地域における環境教育・環境学習を推進します。

②環境保全活動の推進



施策の基本方向②「環境保全活動の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
環境保全活動の推進	市民	市や自治会、各種団体が主催する環境保全活動に参加・協力しましょう。
		団体や個人間で、環境保全の取り組みに関する情報を交換しましょう。
	事業者	市や自治会、各種団体が主催する環境保全活動に参加・協力しましょう。
		事業者間の環境に関する情報交換、連携を図りましょう。
		環境保全活動を事業に取り入れましょう。
		環境に関する情報を公開しましょう。
	市	環境保全活動を市民に働きかけます。
		コミュニティ活動・ボランティア活動を促進します。
		民間団体等と連携し、支援を図ります。
		広報紙やインターネット等を利用して環境啓発を推進します。
		他の自治体との協力体制を推進します。

③環境情報の発信



施策の基本方向③「環境情報の発信」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
環境情報の発信	市民	環境保全や環境教育・環境学習に関する情報を活用しましょう。
		団体や個人間で、環境保全の取り組みに関する情報を交換しましょう。
		図書館の環境図書類を活用しましょう。
	事業者	環境に関する情報を公開しましょう。
	市	SDGsに関する研修会やイベントの実施を推進します。
		環境に関する情報をより多くの人が入手できるよう、広報紙やインターネット等を利用して情報の整理や発信を行います。
		環境に関する図書館資料の充実を図ります。

④まち美化活動の推進



施策の基本方向④「まち美化活動の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
まち美化活動の推進	市民	ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
		ペットのフンはきちんと始末しましょう。
		喫煙マナーを守り、吸い殻の始末をきちんとしましょう。
		土地の適正管理を行い、ごみなどを捨てられないように自衛策を講じましょう。
		空き地、空き家を適切に管理しましょう。
		市や自治会、各種団体が主催する美化活動に参加・協力しましょう。
		ごみ集積所(ステーション)を良好な状態に保つため、清掃などの活動を行いましょう。
		団体や個人間で、環境美化の取り組みに関する情報を交換しましょう。
	事業者	事業所周辺における美化活動を実施しましょう。
		事業所周辺における美化活動に参加・協力しましょう。
		ごみの散乱の原因となるものを製造・販売等する場合、ごみの散乱防止に関する消費者への意識の啓発等を行いましょう。
		自動販売機の周辺などに回収ボックスを設置しましょう。
	市	市民やビジターに対する環境美化意識の啓発に努めます。
		学校、自治会、事業所を中心とした地域の美化活動を支援します。
		道路や河川、側溝などの清掃を推進します。
		広報紙やインターネット等を活用して環境啓発を推進します。
	滞在者	ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
		ペットのフンはきちんと始末しましょう。
		喫煙マナーを守り、吸い殻の始末をきちんとしましょう。

《基本目標2》富士山と歴史的文化的資源を守り、
その素晴らしさを活用するまちづくり

関連する
SDGs



【現状と課題】

①富士山の保全

本市は、富士山の多様性に富んだ自然環境を保全するため、様々な団体による富士山麓の清掃活動や市内各種団体の協力によるゴミ拾い活動を継続的に行っています。また、富士山憲章¹³の周知・実践、フジザクラの保護やレンゲツツジ群落の保護・育成、富士山保全協力金制度の導入への働きかけ、オフロード車等乗り入れパトロール及び夏季におけるスバルラインのマイカー規制の実施期間延長に対する働きかけなどの様々な取り組みを行うとともに、富士山の世界遺産登録の推進を行ってきました。

そして、平成 25（2013）年 6 月、富士山は「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」の名称で、日本における 17 番目の世界遺産（文化遺産 13 件、自然遺産 4 件）として登録されました。

登録された構成資産¹⁴は山梨県 1 市 2 町 2 村、静岡県 4 市 1 町にまたがっています。表 5-1 に富士山世界文化遺産の構成資産を示します。25 の構成資産のうち、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社、御師住宅（旧外川家住宅）、御師住宅（小佐野家住宅）、吉田胎内樹型の 5 つが本市に該当します。

また、世界文化遺産登録に先立ち、県は平成 25（2013）年 3 月に富士山の保存管理・保全のための施策の実施を目的とし、「富士山」保存管理行動計画（山梨県内）¹⁵を策定しています。この計画では、関係行政機関（国、県、市町村）が山梨県内において実施する事業を具体的に示しており、本市も特定鳥獣の適正管理や、防災対策事業等を行うこととなっています。

富士山は世界遺産登録から 10 年を経過し、改めて世界遺産に対する理解向上と保全を図るため、県とも連携しマイカー規制強化や弾丸登山のような危険な登山の防止等とあわせた登山者数の適正化に対する取り組みを行っていく必要があります。また文化財に係る関係機関との連携及び保存管理計画のもと文化財の保全活動、施設整備及び開発行為への対応等が引き続き必要です。

¹³ 富士山憲章：富士山の貴重な自然を次代に引き継いでいくことを目指し、山梨県と静岡県が平成 10 年に策定した憲章。富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝すること、自然を守り文化を育むこと、富士山と人との共生などを掲げ、1 人ひとりが積極的に行動することが欠かせないと訴えている。

¹⁴ 構成資産：世界文化遺産となりうる対象の「顕著な普遍的価値」を具体的に証明するものとして選ばれた資産のこと。実際に構成資産とするためには、対象との関連性の証明だけでなく、国から重要文化財や天然記念物、特別名勝などに指定される必要がある。

¹⁵ 「富士山」保存管理行動計画（山梨県内）：山梨県内において実施する事業を具体的に示すことにより、関係行政機関の間での情報共有を図り、効果的・効率的に「富士山」の保存管理・保全のための事業を実施することを目的とした計画。

表 5-1 富士山世界遺産構成資産一覧

No	構成資産/構成要素		文化遺産の種類	所在地
1	富士山域		遺跡	山梨県・静岡県
	1-1	山頂の信仰遺跡	遺跡	山梨県・静岡県
	1-2	大宮・村山口登山道（現富士宮口登山道）	遺跡	富士宮市
	1-3	須山口登山道（現御殿場口登山道）	遺跡	御殿場市
	1-4	須走口登山道	遺跡	小山町
	1-5	吉田口登山道	遺跡	富士吉田市・富士河口湖町
	1-6	北口本宮富士浅間神社	遺跡、記念工作物	富士吉田市
	1-7	西湖	遺跡	富士河口湖町
	1-8	精進湖	遺跡	富士河口湖町
	1-9	本栖湖	遺跡	身延町・富士河口湖町
2	富士山本宮浅間大社		遺跡、記念工作物	富士宮市
3	山宮浅間神社		遺跡	富士宮市
4	村山浅間神社		遺跡	富士宮市
5	須山浅間神社		遺跡	裾野市
6	富士浅間神社（須走浅間神社）		遺跡	小山町
7	河口浅間神社		遺跡	富士河口湖町
8	富士御室浅間神社		遺跡、記念工作物	富士河口湖町
9	御師住宅（旧外川家住宅）		遺跡、記念工作物	富士吉田市
10	御師住宅（小佐野家住宅）		遺跡、記念工作物	富士吉田市
11	山中湖		遺跡	山中湖村
12	河口湖		遺跡	富士河口湖町
13	忍野八海（出口池）		遺跡	忍野村
14	忍野八海（お釜池）		遺跡	忍野村
15	忍野八海（底抜池）		遺跡	忍野村
16	忍野八海（銚子池）		遺跡	忍野村
17	忍野八海（湧池）		遺跡	忍野村
18	忍野八海（濁池）		遺跡	忍野村
19	忍野八海（鏡池）		遺跡	忍野村
20	忍野八海（菖蒲池）		遺跡	忍野村
21	船津胎内樹型		遺跡	富士河口湖町
22	吉田胎内樹型		遺跡	富士吉田市
23	人穴富士講遺跡		遺跡	富士宮市
24	白糸ノ滝		遺跡	富士宮市
25	三保松原		遺跡	静岡市

出典：山梨県立富士山世界遺産センター

②富士山環境の整備推進

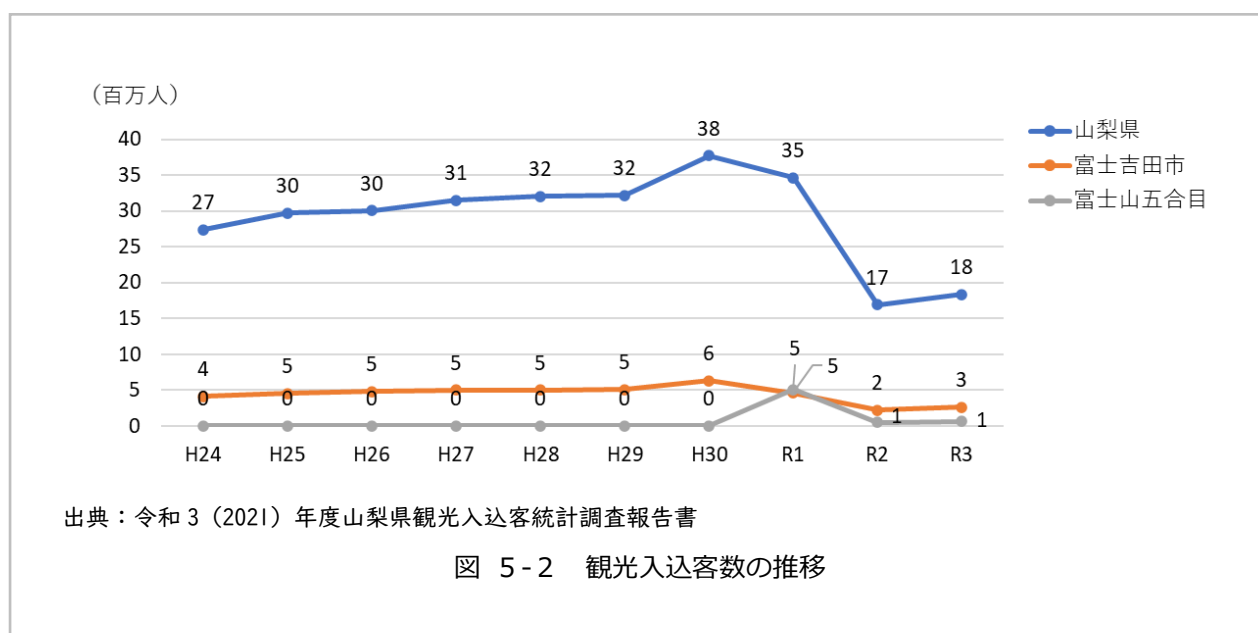
本市南部は富士山周辺の優れた自然環境に恵まれ、富士箱根伊豆国立公園¹⁶に指定されています(特別地域4,449ha、普通地域1,070ha)。富士箱根伊豆国立公園は火山・渓谷・湖・海岸など変化に富んだ自然景観に優れており、富士山とともに毎年多くの観光客が訪れることで知られています。

富士山が世界文化遺産に登録され、今後もより多くの観光客が訪れると考えられます。

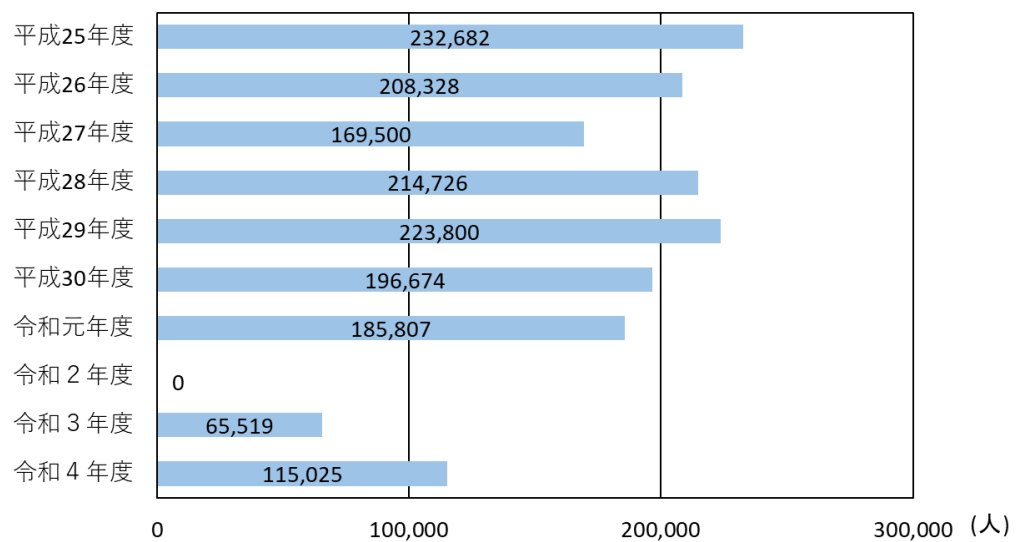
図 5-2 に観光入込客数の推移を示します。令和 3 (2021) 年度に本市を訪れた観光客は約 260 万人であり、本県を訪れる観光客のうち 14.2%が本市を訪れています。直近 10 年間では増加傾向にあったところコロナ禍により大幅に減少しましたが令和 3(2021)年度には再び増加しています。

図 5-3 に吉田口登山道登山客の推移を示します。平成 25 (2013) 年度以降、登山客は約 20 万人ほどで横ばい傾向にあり、令和 2 (2020) 年度はコロナ禍により閉山となりましたが、以降再び増加傾向にあり令和 5 (2023) 年度には約 16 万人まで増加しています。

富士山の豊かで美しい自然を守るため、本市は観光資源としての富士山の環境保全と交流人口増加による地域活性化の観点では、吉田口登山道の価値及び意義等の周知、音声ガイドアプリ導入と国外の方への周知、文化財説明板の新設・修繕等の整備を進めました。吉田口遊歩道では、市内各種団体の協力による倒木の確認・除去を行っています。景観面では景観計画に基づく富士山眺望を意識したまちづくりを推進していますが、再生可能エネルギー導入拡大の動きの中で大規模な太陽光発電設備設置による景観への影響が新たな課題となっています。



¹⁶ 富士箱根伊豆国立公園：日本一の標高を誇る富士山を中心とする＜富士山地域＞、東海道の関所で有名な＜箱根地域＞、昔からの温泉と変化に富む海岸風景で名高い＜伊豆半島地域＞、及び活火山で有名な大島や三宅島などの伊豆七島から成る＜伊豆諸島地域＞の 4 地域で構成され、神奈川県、静岡県、東京都、山梨県の 1 都 3 県にまたがる広大な敷地を有しており、その歴史は古く、昭和 11 年に制定されてから、平成 28 年で 80 周年を迎えている。



出典：富士吉田市資料

図 5 - 3 吉田口登山道登山客の推移

写真：富士山登山者(山頂直下の鳥居付近)



③歴史的文化的環境の保全及び活用

本市には、江戸時代に盛んであった富士講にまつわる伝統文化や、社寺に古くから伝わってきた伝統芸能・祭り、さらには、明治以来の機織り技術や本市特有の生活文化があります。

また、本市には数多くの文化財があり、表 5-2 に文化財種別一覧を示します。

国指定の文化財が 16 件、国登録が 5 件、県指定が 11 件、市指定が 56 件、合計 88 件の文化財があります。

そして、富士山世界文化遺産の構成資産に選ばれた北口本宮富士浅間神社、吉田口登山道、御師住宅(旧外川家住宅)、御師住宅(小佐野家住宅)、吉田胎内樹型の 5 件は国、県、市のいずれかもしくは複数の指定を受けた文化財であります。

富士山を含めたこれらの歴史・文化を後世に引き継ぐため、指定文化財や登録文化財の保存に関する事業に対する補助により、継続して保存修理を行っています。また、これら文化財の一般公開、市の歴史・文化に係るオンラインや出前講座等、様々な取り組みを行ってきました。

富士山及び本市の歴史文化を継承していくため、これら貴重な文化財を保全し、また活用する取り組みを継続していきます。

表 5-2 市内の文化財種別一覧

区分	種別	件数	区分	種別	件数
国指定	建造物	6	県指定	有形民俗文化財	1
	工芸品	1		無形民俗文化財	2
	書籍・典籍・古文書	1		天然記念物	1
	有形民俗文化財	1	市指定	建造物	6
	無形民俗文化財	1		絵画	10
	史跡	1		彫刻	2
	名勝	1		工芸品	5
	天然記念物	4		書籍・典籍・古文書	4
国登録	有形文化財	5		無形民俗文化財	8
県指定	建造物	1		史跡	3
	彫刻	2		名勝	1
	工芸品	2		天然記念物	17
	考古資料	2		—	—

出典：「統計ふじよしだ（令和 4（2022）年度版）」富士吉田市

【施策の体系】

基本目標2「富士山と歴史的文化的資源を守り、その素晴らしさを活用するまちづくり」の施策の体系を以下に示します。

■基本目標

2 富士山と歴史的文化的資源を守り、その素晴らしさを活用するまちづくり

■施策の基本方向

- ①富士山の保全
- ②富士山環境の整備推進
- ③歴史的文化的環境の保全及び活用

【各主体の役割】

①富士山の保全



施策の基本方向①「富士山の保全」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
富士山の保全	市民	麓からの登山に挑戦しましょう。
		富士山を訪れる際は、マイカーの利用を避け、シャトルバスなどの公共交通機関を利用しましょう。
		富士山の保全活動に参加しましょう。
		富士山についての見識を深めましょう。
	事業者	富士山の保全活動を企画し、実践しましょう。
		富士山における土地利用規制を順守しましょう。
	市	市民参加による富士山保全活動を実施します。
		富士山憲章の周知を行い、これを実践します。
		フジザクラの保護やレンゲツツジ群落の保護・育成を支援します。
		オフロード車等乗り入れパトロールを実施します。
		富士山のマイカー規制の拡充を働きかけます。
		富士山の自然環境保全の新たな取り組み(登山規制など)を検討します。
		世界遺産の保全に向けた活動を推進します。
		富士スバルラインへの自動運転EV ¹⁷ バスの運行を目指します。
		吉田口登山道の復興による麓から登る富士山を推奨します。
	滞在者	麓からの登山に挑戦しましょう。

¹⁷ EV（イーブイ）：電気自動車。動力装置は、電気モータ、バッテリー、パワーコントロールユニット（動力制御装置）から構成され、走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ない。EVには大きく分けてBEV（（バッテリー式）電気自動車）、HEV（ハイブリッド自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）、FCEV（燃料電池自動車）の4種類がある。

施策の基本方向②「富士山環境の整備推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
富士山環境の整備推進	市民	不法投棄物を見かけたら、市などに通報しましょう。
		富士山を利用する際は、ごみを持ち帰るなど、利用マナーを守りましょう。
	事業者	不法投棄監視パトロールに協力しましょう。
		看板の設置や工作物の建築等は、富士山の景観に配慮しましょう。
		開発を行う際は、自然環境や生態系への配慮を行い、適切な対策を講じましょう。
	市	不法投棄の監視パトロールを実施します。
		不法投棄物の撤去を行います。
		看板・標識等の設置や広報活動による不法投棄の防止を図ります。
		吉田口登山道周辺環境を整備（案内看板の設置など）します。
		吉田口遊歩道を整備します。
		案内板等の設置により、観光資源のルート化を図ります。
		富士山眺望を意識したまちづくりを推進します（景観計画、街路樹、街路灯）。
	滞在者	不法投棄物を見かけたら、市などに通報しましょう。
		富士山を利用する際は、ごみを持ち帰るなど、利用マナーを守りましょう。

写真：富士山クリーン活動



施策の 基本方向	主体	目標達成のための取り組み
歴史的文化的環境の保全及び活用	市民	市の歴史・文化について学習しましょう。
		市の歴史・文化についての観光ボランティアに参加しましょう。
	事業者	看板の設置や工作物の建築等は、周囲の歴史的文化的景観に配慮しましょう。
		市の歴史・文化のPRに協力しましょう。
	市	吉田口登山道の整備を推進します。
		文化財の調査及び文化財の保護を推進します。
		北口本宮富士浅間神社の景観を保全します。
		富士山信仰や御師文化、火祭りなど本市の歴史・文化をPRします。
		歴史文化講座の充実を図ります。
		歴史・文化を継承する景観を保全します。
		御師旧外川家住宅等を保存・活用します。

The image shows the interior of the main hall of the National Diet Building in Japan. The architecture is a blend of traditional Japanese style and modern design. The ceiling is high and features intricate, colorful carvings and paintings. The walls are made of dark wood, and the floor is covered with a red carpet. In the center, there is a large, ornate altar area with a golden screen and a large painting. The hall is filled with rows of wooden desks and chairs, arranged for a formal assembly. The lighting is warm and focused on the central area.

《基本目標3》清らかな水を守り、水辺と親しめるまちづくり

関連する
SDGs



【現状と課題】

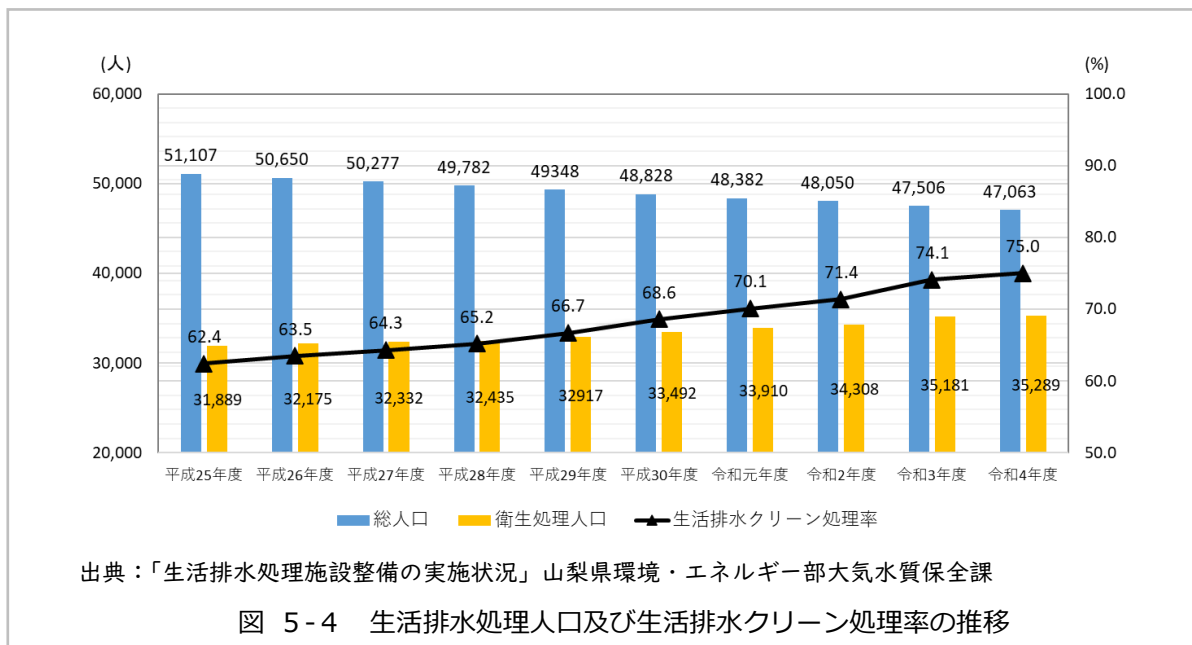
①市内水域の水質改善の推進

本市は市内河川の水質改善を推進するため、市内の河川水質調査、公共下水道整備、公共下水水洗化、公共下水道事業認可区域外での浄化槽の設置推進(設置者には補助金を交付)等、様々な取り組みを継続して行っています。

図 5-4 に本市の生活排水処理人口及び生活排水クリーン処理率¹⁸の推移を示します。平成 25 (2013) 年以降、衛生処理人口、生活排水クリーン処理率は共に増加傾向にあり、令和 4 (2022) 年度には 35,289 人、75.0%となっており、令和 7 (2025) 年度末の目標値 78.5%に対して 96%まで進捗しています。また、山梨県全体の生活排水クリーン処理率は 86.3% (令和 7 (2025) 年度末目標値 88.9%) となっています。

一般家庭から排出される生活排水には、風呂及び洗濯等の排水、食品残渣、洗剤等が含まれ、これら未処理の生活排水が河川に流れ込み、河川水質汚濁の原因となっています。そのため、下水道整備にあたって課題となる経済性も鑑みながら、今後も継続して公共下水道への接続、もしくは合併処理浄化槽の設置を進めていく必要があります。

また、単独処理浄化槽は生活排水の処理ができず、生活排水が未処理で河川に排出されます。よって、生活排水の処理も行える合併浄化槽への切り替えも同時に進めていく必要があります。



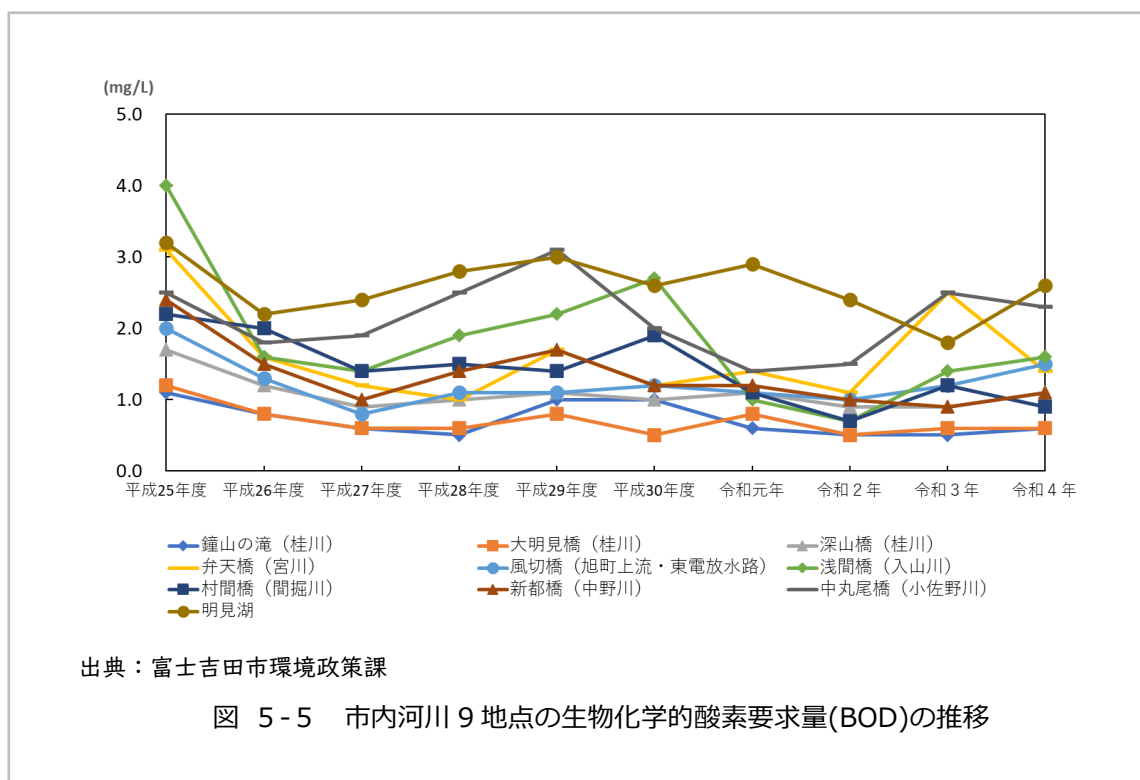
¹⁸ 生活排水クリーン処理率：総人口に対し、生活排水処理人口が占める割合を言う。生活排水処理施設には、公共下水道、合併処理浄化槽、単独浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設などがある。コミュニティプラントとは、市町村が一般廃棄物処理基本計画に基づき、地域し尿処理施設として設置・管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設を言う。

本市は市内河川等の水質状態を把握するため、年 4 回測定、市内 10 地点で水質調査を継続して行っています。図 5-5 に平成 25 (2013) 年度から令和 4 (2022) 年度の生物化学的酸素要求量(BOD)¹⁹の推移(年 4 回の平均値)を示します。

市内 10 地点のうち、生活環境の保全に関する環境基準²⁰の類型²¹を指定されているのが、鐘山の滝(桂川)、大明見橋(桂川)、深山橋(桂川)、弁天橋(宮川)の 4 地点であり、鐘山の滝(桂川)、大明見橋(桂川)、深山橋(桂川)は河川類型 AA、弁天橋(宮川)は河川類型 B となっています。

BOD の基準値は類型 AA が 1mg/L 以下、類型 B が 3 mg/L 以下となっており、平成 26 (2014) 年以降は鐘山の滝(桂川)、大明見橋(桂川)、弁天橋(宮川)が環境基準達成となっています。深山橋(桂川)は河川環境基準未達成の年度が見られました。

市民意識調査では「食用油や調理くずは下水に流さない」行動はほとんどの人が取り組み適正処理に対する意識と行動が習慣化されていると見られますが、BOD 基準未達成の原因には、その他の家庭雑排水の流入による影響も考えられるため、今後も生活排水の処理を進めるとともに、河川水質調査を継続して行っていくことが重要だと考えられます。



¹⁹ 生物化学的酸素要求量(BOD)：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費する酸素量のこと。河川の有機物汚濁を測る代表的な指標。Biochemical Oxygen Demand を略して BOD。

²⁰ 生活環境の保全に関する環境基準：環境基本法(1993)に基づいて定められている水質の環境基準。河川、湖沼、海域の各公共用水域についての基準を設けている。利用目的(水道、水産、工業用水、農業用水、水浴等)に応じ、水域類型ごとの基準値が定められている。具体的な水域の類型指定は都道府県知事が決定する仕組みになっている。環境基準値は巻末の資料編参照。

²¹ 類型指定：水質汚濁の生活環境項目は、全国一律の環境基準値を設定していない。国が類型別に基準値を示し、これに基づき都道府県が水域の利用状況に応じて、指定していく方式。

②地下水の保全・活用

本市では生活排水等による河川の水質汚濁を防止するとともに、地下水を保全し、市民に良好な飲料水を確保するため、山林の維持管理による水源涵養、地下水の利用実態の把握、地下水位・水質のモニタリング調査等を行ってきました。

その取り組みとして、雨水については、地下浸透を図るため、ふじさんミュージアムパーク駐車場について、雨水の地下貯留浸透施設²²を整備しました。

水道管については、維持管理計画に基づき計画的に更新を進めています。耐用年数を超える水道管が今後増えていくことが見込まれます。

今後、これら必要となってくる対策に対して増加する費用や体制への対応が課題となります。

また、平成 22 (2010) 年 9 月には、地下水採取の適正化を図ることにより地下水資源を保護し、良好で快適な環境の保全及び創造に寄与することを目的として、富士吉田市地下水保全条例を定め、地下水利用の適正化を図っています。

表 5-3 に地下水位観測地点の概要及び各観測井戸の水位変動を示します。令和 4 (2022) 年度におけるモニタリング調査結果では、長期変動を概観すると水位は概ね一定であり、安定しているといえることから、現状では富士吉田市の地下水利用は適正であるという結果となっています。

引き続き企業誘致に伴う井戸設置も想定されますが、今後も継続して、地下水のモニタリング調査及び水質調査を行うとともに、水収支²³の把握に努め、本市の豊かな地下水資源の保全と活用のバランスを図っていくことが必要です。

表 5-3 地下水位観測地点の概要及び平成 17 (2005) ～令和 4 (2022) 年度における各観測井戸の水位変動

地点名称		パインズパーク	桂川河川公園	吉田西小学校	下吉田東小学校
				グラウンド内	グラウンド内
住所		上吉田地内	大明見地内	新西原3丁目地内	下吉田地内
掘削深度(GL-m)		121.0m	101.0m	66.0m	60.5m
ストレーナー位置(GL-m)		49.5～55.0, 82.5～88.0, 104.5～110.0	24.0～29.5, 29.0～35.0, 57.0～62.5	16.5～22.0, 22.0～27.5, 60.5～66.0	42.0～47.5, 47.5～53.0
季節変動の有無		無	有	無	有
水位 (m) (上段：高水位、 下段：低水位)	平成17 (2005) 年度	856.82 854.76	778.88 777.30	796.69 795.69	729.18 728.27
	令和4 (2022) 年度	853.22 851.81	776.76 773.42	796.81 795.56	729.28 728.25
年間水位変動量 (m) (令和4 (2022) 年度)		1.41	3.34	1.25	1.03

出典：富士吉田市環境政策課

²² 地下貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設。都市化によって低下した流域の雨水貯留浸透機能を回復させる効果等がある。

²³ 水収支：一定の地域において一定の期間に流入する水の量と流出する水の量との差。流入には降水や地表及び地下の流入水、流出には蒸発散する水や地表及び地下の流出水がある。

③水辺の親水化の推進

本市では良好な水辺環境が保全され、市民が水辺と親しむことができるよう、明見湖の整備、白糸の滝の保全、鐘山の滝周辺エリアの整備、月江寺池の整備を行ってきました。また、ホタルが生息できるような良好な水辺環境づくりへの取り組みを行っています。

本市の代表的な水辺としては、明見湖や白糸の滝があげられますが、本市を流れる宮川は、下水道整備の推進により水環境を保全し又は回復させたとして国土交通省より、「甦る水 100 選」の表彰を受けています。このように水辺環境を良好に保ち、市民の生活に潤いと安らぎを与える場となるよう、継続して水辺環境の保全、親水化の推進を行っていくことが重要だと考えられます。

写真：明見湖

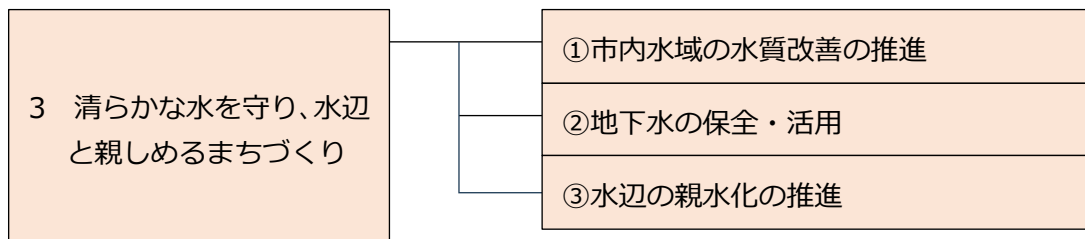


【施策の体系】

基本目標 3「清らかな水を守り、水辺と親しめるまちづくり」の施策の体系を以下に示します。

■基本目標

■施策の基本方向



【各主体の役割】

①市内水域の水質改善の推進



施策の基本方向①「市内水域の水質改善の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
市内水域の水質改善の推進	市民	食用油の適正処理など、生活排水による河川水質汚濁を防止しましょう。
		公共下水道の供用開始区域では公共下水道を速やかに利用しましょう。
		公共下水道の事業認可区域外では、浄化槽を設置しましょう。
		浄化槽の適正管理を行いましょう。
		地域による河川や側溝清掃に参加しましょう。
	事業者	法令に基づく届け出を行い、排水基準を順守しましょう。
		定期的に排水の水質検査を実施しましょう。
		排水への環境負荷(化学薬品・農薬・産業雑排水等)の低減に努めましょう。
		事業所敷地内及び駐車場、側溝等の清掃活動を推進し、敷地外に環境負荷物質を排出しないよう努めましょう。
		生産工程内での水の有効利用や循環利用を促進しましょう。
		地域による河川や側溝清掃活動に参加・協力しましょう。
	市	河川水質測定調査を実施します。
		公共下水道の整備を推進します。
		公共下水道の水洗化を推進します。
		公共下水道の事業認可区域外における浄化槽の普及を推進します。
		浄化槽の法令に基づく点検と清掃による適正な維持管理を周知します。
		河川や側溝などの清掃を推進します。

施策の基本方向②「地下水の保全・活用」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
地下水の保全・活用	市民	地下水の適正利用と維持管理を行いましょう。
		節水をしましょう。
		身近な森林を管理する活動に参加し、水源涵養に努めましょう。
		遊休農地の解消、耕作放棄地の発生を防止し、水源涵養に努めましょう。
		食用油等の適正処理など、生活排水による地下水汚染を防止しましょう。
	事業者	地下水の適正利用と維持管理を行いましょう。
		富士吉田市地下水保全条例を遵守しましょう。
		節水をしましょう。
		化学薬品等を適切に管理・使用・処理し、地下水源を保全しましょう。
		身近な森林を管理する活動に参加し、水源涵養に努めましょう。
		雨水浸透枳を設置し、雨水の地下浸透促進に努めましょう。
	市	節水意識の高揚を図ります。
		地下水利用実態の把握に努めます。
		地下水の水質や水位などのモニタリング調査を実施します。
		道路や公共施設の駐車場における透水性舗装など、雨水の地下浸透を図ります。
		市民飲料水確保に向けた地下水保全・活用を推進します。
		野生鳥獣や病害虫による森林被害を軽減し、水源涵養に努めます。
		適切に保全された中で生み出された地下水の有効活用について検討します。
		老朽化した水道管路を更新します。

写真：下水道の新設や耐震化工事



③水辺の親水化の推進



施策の基本方向③「水辺の親水化の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
水辺の親水化の推進	市民	地域における水辺の保全活動に参加しましょう。
	事業者	地域における水辺の保全活動に参加しましょう。
	市	明見湖の保全と活用を推進します。
		親水化に適した場所の保全・整備を支援します。
		ホタルが生息できる水辺の整備を推進します。
		公共事業にあたっては、生態系・自然環境に配慮します。

写真：水道施設の更新工事



《基本目標 4》人と自然がふれあい、共生するまちづくり

関連する
SDGs



【現状と課題】

①豊かな生物多様性の保全

私たちの暮らしは、衣食住や水の供給、気候の調節など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。現在、そのかけがえのない生物多様性が損なわれつつあります。

国際的には、令和 4（2022）年 12 月に、生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）にて「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。愛知目標²⁴から引き継いだ「自然と共生する世界」を令和 32（2050）年ビジョンとして、令和 12（2030）年までに自然を回復の軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる（＝ネイチャーポジティブ）こととし、「30by30 目標」及び侵略的外来種の侵入率や定着率の半減等のターゲット（行動目標）が掲げられました。

国内では、令和 5（2023）年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。ネイチャーポジティブに向けた社会の根本的変革が必要であることを強調し、保護地域以外での取り組みも含めた健全な生態系の確保、自然資本を守り生かす社会経済活動の展開などが柱として示されました。

山梨県内においては、各種開発による生息・生育地への影響や希少植物の盗掘、里地里山の管理不足、外来種の侵入など人間活動による負の影響や地球温暖化など様々な要因により、森林や湖沼、河川などにおいて、生態系への影響や、多くの野生動植物に絶滅のおそれが生じています。豊かな自然の恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会を構築するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を推進するための取組が必要となっています。

本市の現状として、富士山の登山道周辺では登山者の増加等に伴い、セイヨウタンポポやシロツメクサなどの外来植物の分布が拡大しています。また、市街地においても外来種の増加がみられ、これに伴う在来植物への被圧等の影響が懸念されています。

また、市内に生息するシカの個体数の増加により植物が食べられ、生態系が改変されています。シカは樹皮も食べるため、樹木が枯れて森林が衰退する場合もあることから、シカの個体数の適正化が求められています。

明見湖の里山の生態系についても、以前は湖沼に生息していたメダカやホトケドジョウ、モツゴはその姿を見ることは無くなり、その他の昔からいた生物も数を減らしています。この原因は、ブラックバスやブルーギル、アメリカザリガニなどの外来種が繁殖していることが原因と考えられます。一度失われた生態系を元の状態に戻すことは大変難しく、再び生息できる環境を再生し保全していくための取り組みが大きな課題となっています。

生物の多様性を保全しながら、持続可能な社会経済活動との調和に向けた総合的な取り組みを

²⁴ 愛知目標：正式名称は「生物多様性新戦略計画」。2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択されたことにちなんで「愛知目標」（ポスト 2010 年目標（2011-2020 年））と呼ばれる。2050 年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン（中長期目標）を持って、2020 年までにミッション（短期目標）及び 20 の個別目標の達成を目指すもの。

進めるため、希少野生動植物の保護及び野生鳥獣の保護管理や外来種対策等を推進し、市民一人ひとりが自然や動植物とのふれあいを通じて、生物多様性の重要性を理解し、主体的な行動を促進していくことが必要となっています。

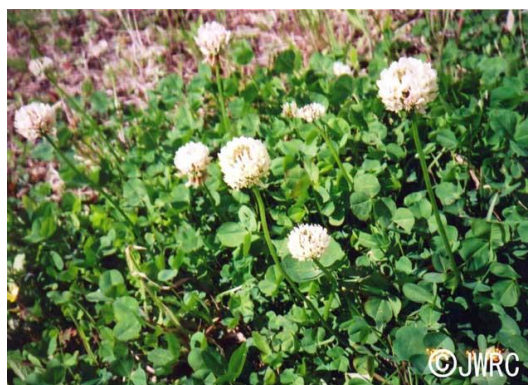
表 5-4 本市内に所在する生物多様性保全上重要な里地里山

名称	所在地	選定理由
明見湖公園	富士吉田市	市の東部に位置し、田園景観の保全、里山の創出とともに、身近な自然とふれあいながら自然学習、農業体験学習ができる公園として整備された公園である。 湖面に蓮が植生していることから通称「はす池」とも呼ばれ、園内のビオトープエリア、里山エリアを含むモザイク状の土地利用が形成されており、多様な動植物の生息空間となっている。また、バンやオオヨシキリなど里地里山に特徴的な鳥類をはじめ多くの水鳥が確認されている。
富士山北麓の草原	富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、忍野村、鳴沢村	富士山北麓に残る草原環境で、北富士演習場（梨ヶ原）、本栖高原、野尻草原、高座山草原を対象とする。 火入れ等によって伝統的に維持されてきた採草地が大規模に残されており、草原環境の希少な植物をはじめ、ギンイチモンジセセリ、ヤマキチョウなどの昆虫類（特にチョウ類）が豊かである。

出典：「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省）

(<https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html>)

写真：外来植物（セイヨウタンポポ（左）、シロツメクサ（右））



出典：国立環境研究所・侵入生物データベース

②森林の再生・保全・創造

本市は、富士山麓をはじめとする山地や市街地周辺のアカマツやカラマツなどの植林地、富士山裾野溶岩地形上のアカマツ、モミ、ツガ、ブナなどからなる自然林など、豊かな森林資源を有し、その大半は県有林と民有林で占められています。

表 5-5 に本市の優れた森林を示します。山梨県自然記念物として、新屋山神社の社そう、やまなしの魅力ある森林スポット 100 選として、馬返しとシラビソ林が、選定されています。

森林は地下水等の水資源の涵養、生物の多様性、良好な景観の形成等の様々な役割を果たすとともに、二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化の防止に貢献しています。そこで、本市では森林の持つ公益的機能²⁵を維持・保全するため、新たに開始された森林経営管理制度²⁶に基づく森林整備（間伐）を実施し山林の保全・整備を推進しています。また、富士吉田市特定間伐等促進計画²⁷に基づき、森林の間伐・造林に対する支援も行なっています。

松くい虫被害木については調査及び防除を実施し被害拡大の抑止を行っています。また、自治会やボーイスカウト等による森林整備活動（植樹、除草、伐採等）が行われています。

将来に渡って本市の森林が公益的機能を維持し、自然体験やレクリエーションの場となるよう、今後も継続して取り組みを見据えていくことが重要な課題となっています。

表 5-5 本市の優れた森林

分類		名称	特徴等
山梨県自然記念物		新屋山神社の社そう	将来にわたって保存していく必要がある植物。面積0.52ha。
やまなしの魅力ある森林スポット100選	荘厳	馬返しとシラビソ林（上吉田）	シラビソ林に囲まれた鳥居が富士山登山への神聖な雰囲気演出している。

出典：「山梨県自然環境保全条例による自然記念物一覧表」（山梨県）

「やまなしの魅力ある森林スポット 100 選」（平成 28（2016）年 12 月、山梨県森林環境部県有林課）

²⁵ 公益的機能：森林の持つ様々な機能により、我々が恩恵を受けていることから公益的機能という。例えば、土砂災害を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能、資源としての木材の生産、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定等が挙げられる。

²⁶ 森林経営管理制度：森林経営管理法（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づき、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。

²⁷ 特定間伐等促進計画：森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法。京都議定書の第一約束期間における森林吸収源の目標の達成に向け、平成 24 年度までの間における森林の間伐等を促進するため、特別の措置を講ずることを内容として、平成 20 年 5 月 16 日に公布・施行された法律。

③適切な獣害対策の推進

鳥獣被害の深刻化の要因として、生息域の拡大、狩猟者の減少・高齢化による捕獲圧²⁸の低下、耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化に伴う人間活動の低下が考えられています。そして、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害が拡大の一途をたどる可能性もあります。

そこで、本市では富士吉田市鳥獣被害防止計画を策定し、被害額、被害の傾向等の現状を把握するとともに、対象鳥獣及び捕獲数の設定、捕獲体制の構築等を定めています。表 5-6 に令和 5～7（2023～2025）年度の捕獲対象鳥獣と捕獲計画数等を示します。令和 3（2021）年度の被害額が最も大きかったニホンジカをはじめ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ及びアナグマが対象となっています。

これらの対策として、本市は、防災放送などを活用した野生生物出没情報の提供、関連機関との連携による情報共有、注意喚起、追い払い等を行っています。また、市民へのごみの分け方・出し方パンフレットの提供や CATV 及び広報での情報提供も行っています。

また、捕獲されたシカなどは廃棄するのではなくジビエとして有効に活用するために、ジビエ処理加工施設を令和 6（2024）年度からの稼働を目指して整備しています。

農産物への被害を軽減し、野生生物と人との住みわけを進めるため、今後も効果的な取り組みを進めていくことが引き続き必要です。

表 5-6 対象鳥獣捕獲計画数等

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5（2023）年度	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度
ニホンザル	20	20	20
イノシシ	30	30	30
ニホンジカ	90	90	90
ハクビシン	10	10	10
アライグマ	野生での繁殖防止のため被害箇所・目撃箇所周辺での徹底した捕獲の実施。	野生での繁殖防止のため被害箇所・目撃箇所周辺での徹底した捕獲の実施。	野生での繁殖防止のため被害箇所・目撃箇所周辺での徹底した捕獲の実施。
ツキノワグマ	0	0	0
タヌキ	5	5	5
アナグマ	10	10	10

出典：「富士吉田市鳥獣被害防止計画」（令和 5（2023）年度作成、富士吉田市）

²⁸ 捕獲圧：野生の生物を捕獲することにより、種の存続や個体群の存続に悪影響を及ぼすことを捕獲圧という。野生動物を捕まえる行為は、多かれ少なかれ捕獲圧を生物種に対して掛ける事になる。

④環境保全型農業の推進

本市は、農業振興の目標である、富士北麓地域の個性を活かした交流型振興地域づくりの実現に向け、平成 23（2011）年 6 月に富士吉田市環境保全型農業²⁹推進方針を策定し、農業の持つ景観形成や環境保全機能の維持・増進に努め、安全で良質な農産物の生産に資するための方針を定めています。

表 5-7 に環境保全型農業推進方針の概要を示します。本市は作物の生育に適した土壌環境を作る土づくり技術をはじめ、冬季湛水を推進し多様な生物の生息環境保全にも取り組むことを目標としています。

全国の市町村と同様に本市も、経営耕地面積は減少し、耕作放棄地が増加する傾向にあります。耕作放棄地は、病虫害の温床となり、近隣農地に影響を及ぼすことも懸念されています。

環境保全型農業の推進にあたって、本市では高収益作物への転換、遊休農地の幹旋、経営継承する就農者、農業団体、学校教育における農業体験等への補助金等の支援を行っています。

また、学校給食への地元産の農作物の提供を実施しており、特別栽培米³⁰等の減農薬米を令和 5(2023)年度より提供しています。

今後はさらに品質の均一性や数量確保など、環境保全型農業を継続して推進するための新たな課題への対応が必要となっています。

表 5-7 富士吉田市環境保全型農業推進方針概要

環境保全型農業方策		概要
普及・定着	1 土づくり技術	土づくりに係る取り組み
	2 化学肥料由来の窒素量の低減技術	化学肥料の地下水への流出による環境への悪影響を防ぐための取り組み
	3 化学合成農薬の使用回数の低減技術	病虫害の抵抗性の発達や天敵の減少に配慮し、薬剤の散布作業による労力面の負担を軽減するための取り組み
	4 有機農業の推進	有機農業に取り組みやすい体制を整えるための取り組み
	5 その他	1～4以外の取り組み
その他	1 農業従事者への普及活動	環境保全型農業啓発活動や技術提供・支援
	2 消費者へのアピール	農産物販売促進活動
	3 環境保全型農業推進のための施設整備	環境保全型農業推進のための、施設整備や改修支援

出典：「富士吉田市環境保全型農業推進方針」（平成 23（2011）年 6 月、富士吉田市）

²⁹ 環境保全型農業：農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

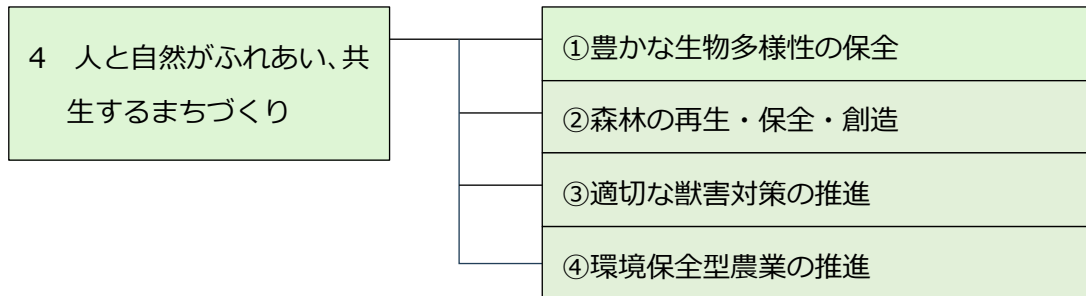
³⁰ 特別栽培米：農林水産省が策定した「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に沿って、生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下、で栽培された農産物のこと。

【施策の体系】

基本目標４「人と自然がふれあい、共生するまちづくり」の施策の体系を以下に示します。

■基本目標

■施策の基本方向



【各主体の役割】

①豊かな生物多様性の保全



施策の基本方向①「豊かな生物多様性の保全」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
豊かな生物多様性の保全	市民	自然保護活動等の実践活動に積極的に参加し、自然への理解を深めるとともに、屋外活動でのごみの持ち帰りを実践するなど、自然環境の保全に取り組みましょう。
		外来種やペット動物・昆虫などは適切に飼育管理を行いましょう。
		土地の改変等の開発を行う場合は、対象地域や周辺地域の自然環境へ配慮しましょう。
	事業者	動植物の保護や生態系の確保に配慮した森林の造成、維持、管理を行いましょう。
		地域における自然環境保全に関する活動に参加、協力しましょう。
		自然と最も関わりが深い農林業においても、環境と調和した取り組みを進めましょう。
	市	自然公園法等に基づき自然環境の保全を推進します。
		湖沼等における生物の生息、生育、繁殖空間の維持・回復のための取り組みに努めます。
		外来生物に関する市民への情報提供を行います。
		関係機関と連携し外来種対策等の生物多様性保全に取り組みます。
	滞在者	外来種やペット動物・昆虫などは適切に飼育管理を行いましょう。

②森林の再生・保全・創造



施策の基本方向②「森林の再生・保全・創造」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
森林の再生・保全・創造	市民	身近な森林を管理する活動に参加しましょう。
		下草刈りをするなど、こどもが森林保全に参加する機会を創出しましょう。
		森林レクリエーションに参加・協力しましょう。
	事業者	身近な森林を管理する活動に参加しましょう。
		森林の維持管理団体の運営に参加しましょう。
		森林レクリエーションに参加・協力しましょう。
		森林の素材を活用した商品を開発しましょう。
	市	松くい虫の防除対策を推進します。
		ボランティアや自治会などの協働による森林管理を推進します。
		保安林などの山林を保全、整備します。
		レンゲツツジ群落の保護・育成を支援します。
		ソーラーパネル設置に伴う森林伐採について、県と連携を図り適切に対応します。

③適切な獣害対策の推進



施策の基本方向③「適切な獣害対策の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
適切な獣害対策の推進	市民	地域で協力し野生生物の出没情報を確認しましょう。
		生ごみが野生生物によって散乱しないよう、ネットで防護するなど、ごみの出し方を工夫しましょう。
		外来種やペット動物・昆虫などは適切に飼育管理を行いましょう。
		法令により禁止されている野生生物の捕獲・採取・購入はやめましょう。
	事業者	地域と協力し、獣害対策に取り組みましょう。
		生ごみが野生生物によって散乱しないよう、ネットで防護するなど、ごみの出し方を工夫しましょう。
	市	防災放送などを活用して、野生生物の出没情報を提供します。 ごみの出し方やネット防護、ごみ袋の材質の工夫など、ごみの散乱防止対策を推進します。

④環境保全型農業の推進



施策の基本方向④「環境保全型農業の推進」を達成するために各主体が以下の取り組みを推進します。

施策の基本方向	主体	目標達成のための取り組み
環境保全型農業の推進	市民	低農薬農産物を購入しましょう。
		農業体験活動などのイベントに参加しましょう。
		地元産の農産物を進んで購入しましょう。
	事業者	環境に配慮した農業講座を実施しましょう。
		農業用水路や排水路等への排水の浄化を実施しましょう。
		無農薬・有機栽培等を振興しましょう。
		農業廃棄物のリサイクルや堆肥化に取り組みましょう。
		地域作物のPRを行いましょう。
		農業体験イベントを実施しましょう。
		観光農業、グリーンツーリズムの実施に取り組みましょう。
	市	戦略作物に対する奨励を実施します。
		若手農業者への支援による観光農業を展開します。
		若手新規農業者に対する補助を実施します。
		農業団体に対する支援を実施します。
		農業まつり等を開催し、農業振興を図ります。
		学校教育への農業体験イベントに協力します。
		学校給食への地元産農作物の使用を減農薬に配慮しつつ、推進・拡大を図ります。
		農薬減量や有機農業を推進します。